



旭川市役所からのお知らせ

～屋根からの落雪にご注意ください～

道路への落雪による事故を防ぐため、建物の持ち主は、早めの雪下ろしをお願いします。

落雪により道路の通行に支障が出たり、他者に損害を与えた場合、持ち主が責任を問われます！

お問い合わせ

旭川市役所第三庁舎2階 土木管理課まで

